

令和6年度食品トレー等の分別回収モデル事業業務委託企画提案コンペに係る質問に関する回答について

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

番号	資料名	項目	ご質問	回答
1	仕様書	<p>10 業務内容 (1) 食品トレーの水平リサイクル(トレー to トレー) モデル事業の実施 (2) モデル事業の実施方法について</p>	<p>回収後の食品トレーの受託者の仕分け場所までの運搬、及び再生事業者までの運搬について、廃棄物処理法の制約は受けますでしょうか？ また、受ける場合は、どのような資格(一般廃棄物や産業廃棄物の運搬等)が必要でしょうか？</p>	<p>本事業では、使用済みトレーを再生トレーの原料として回収することを検証するものであるため、実証事業により回収した食品トレーの運搬(仕分け場所まで、および再生事業者まで)については、廃棄物処理法における収集運搬許可は不要と考えています。なお、仕分け場所にて分別した不要物(食品トレー以外の家庭ごみ等)については廃棄物となるため、受託者により一般廃棄物として回収店舗の該当市の処分場に処理委託してください。</p>
2	仕様書	<p>10 業務内容 (2) モデル事業の実施方法について</p>	<p>「必要に応じて廃棄物処理業許可業者やリサイクラー等に再委託することも可能とする。その場合、受託者は契約書第4条第1項に基づき、再委託について発注者の承諾を得ること」とあるが、契約書第4条1項とはどのような内容かをご教示ください。 また、再委託は、仕分けを行う事業所やその作業員、そこまでの運搬などに対しても可能でしょうか？</p>	<p>契約書(案)の第4条第1項の内容は「受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする」です。なお、資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、再委託申請の必要はありません。 再委託の範囲については、本業務のうち主たる業務内容に係る部分の委託はできませんが、仕分けを行う事業所やその作業員、そこまでの運搬等についての再委託は可能です。</p>

3	仕様書	<p>10 業務内容 (3) 食品トレイ回収BOXの設計・作成</p>	<p>「表2 モデル地区及び回収BOXの分別設定(案)」について ①「…(案)」となっているが、モデル事業期間は分別設定を変えるのか？ ②四日市市の『透明トレイ』はPS、PET混合回収という設定か？ ③四日市市は『白色発泡トレイ』、『色付き発泡トレイ』、 亀山市は『白色及び色付き発泡トレイ』となっているがどちらかに統一しないのか？</p>	<p>①分別設定については、協力スーパー様との事前協議の中で、店舗の回収BOXを設置状況等で仕様書の分別設定(案)のとおり の分別が困難となる可能性を考慮し、(案)と記載しています。 ②ご認識のとおり、透明トレイの混合回収です。 ③各設定における内容物の組成調査や、最適な分別方法の検討 という趣旨から、どちらかへの統一は考えていません。</p>
4	仕様書	<p>10 業務内容 (1) 食品トレイの水平リサイクル(トレイ toトレイ)モデル事業の実施 (2) モデル事業の実施方法について</p>	<p>回収したトレイの運搬先事業所名、及び住所について ①四日市市内店舗回収分の運搬先 ②亀山市内店舗回収分の運搬先 ・白PS、色付きPS、透明PSの運搬先 ・透明PETの運搬先</p>	<p>①四日市市内店舗回収分全て 岐阜県安八郡輪之内町地内の再生業者 ②亀山市内店舗回収分 白発泡PS、色付き発泡PS、透明PSの運搬先：①と同じ 透明PETの運搬先：亀山市布気町地内の再生業者</p>
5	仕様書	<p>10 業務内容 (1) 食品トレイの水平リサイクル(トレイ toトレイ)モデル事業の実施 (2) モデル事業の実施方法について</p>	<p>運搬先事業所の受け取り(買い取り)対象となる品質基準、歩留まりについて</p>	<p>仕様書10業務内容(2)モデル事業の実施方法について「⑥回収した食品トレイの量と組成の調査、再分別の実施」に記載のとおり、基本的には受託者の再分別にて、白色発泡PS、色付き発泡PS、透明トレイ以外の物は夾雑物として除去していただきます。品質基準や歩留まり等は運搬先事業者とご調整いただくことになります。</p>